

案

大河原町大規模事業評価委員会

令和2年 月 日

大河原町長 齋 清 志 殿

大河原町大規模事業評価委員会

委 員 長 井 上 誠

大河原中学校屋内運動場増改築事業に対する大規模事業評価について（答申）

令和2年3月25日付け大企第628号で諮問のあった大河原中学校屋内運動場増改築事業に対する大規模事業評価について、別紙のとおり答申します。

●審議概要

大河原町大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）は、令和2年3月25日付けで大河原町長から諮問のあった「大河原中学校屋内運動場増改築事業」について、大河原町大規模事業評価調書及び関係資料に基づき、次の評価の視点で審議を行った。

- (1)事業が社会経済情勢から見て必要であること
- (2)町が事業主体であることが適切であること
- (3)事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること
- (4)事業の手法が適切であること
- (5)事業の実施場所が適切であること
- (6)事業が社会経済情勢から見て効果的であること
- (7)事業実施に伴う環境への影響が少ないこと
- (8)想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策
- (9)事業の経費が適正であること

主な審議内容は次のとおりである。

第1回（3月25日）

- ・ 諮問
- ・ 大河原中学校屋内運動場増改築事業について所管課から説明及びヒアリング
- ・ 審議

[大河原町大規模事業評価委員会評価]

評価対象事業 大河原中学校屋内運動場増改築事業

【総合評価】

令和2年3月25日付け大企第628号で諮問のあった大河原中学校屋内運動場増改築事業に対する大規模事業評価を行った結果、事業内容について適正であると認める。

なお、各評価観点について下記の意見があったので今後の取組において配慮されるよう要望する。

- (1) 事業が社会経済情勢から見て必要であること
特に意見なし
- (2) 町が事業主体であることが適切であること
特に意見なし
- (3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であること
耐震診断を踏まえて改修工事を行ったが、文部科学省の耐力度基準に照らすと「危険改築」に該当する旨の記載とすること。
- (4) 事業の手法が適切であること
特に意見なし
- (5) 事業の実施場所が適切であること
浸水時に2階あるいは校舎へ避難することについての記述は、本項目に該当しないため修正を行うこと。
- (6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であること
避難所についての記述となっているが、生徒の教育に不可欠かつ有効であること、地域住民の利用による効果も高い点である旨の記載とすること。
- (7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと
環境影響評価として支障がない旨の記載とすること。
- (8) 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策
少子化をリスクとするのは適切ではないので、工事中の安全確保に十分配慮する旨の記載とすること。
- (9) 事業の経費が適正であるかどうか
特に意見なし

以上